

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	野洲市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.yasu.lg.jp/soshiki/soumu/mynumber/1450766358797.html

執行機関名 野洲市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	重度心身障害老人等に対する福祉助成費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		野洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第3の項 重度心身障害老人等に対する福祉助成費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第二百二十三号）第1条	野洲市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱(平成16年野洲市告示第87号)第1条、第2条第1項第1号
⑥事務の趣旨又は目的	(目的) 第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にを行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	(趣旨) 第1条 この告示は、 <u>重度の心身障害の状態にある老人等が医療等を受け、一部負担金を負担することとなる場合において、市長がこれらの者に対して福祉施策として福祉助成費を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。</u> (助成対象者) 第2条 福祉助成費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) <u>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)</u> 第50条に定める者のうち、次のいずれかに該当する者(以下「 <u>重度心身障害老人</u> 」 <u>という。)</u> ア <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳(以下「手帳」という。)</u> の交付を受けた者で、 <u>身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。)</u> 別表第5号に定める障害の程度が1級、2級又は3級に該当するもの イ <u>知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)</u> において知的障害の程度が重度と判定された者
⑦独自利用事務の関連規範		野洲市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱(平成16年野洲市告示第87号)